

議会受付番号	鎌議第 1352 号
質問者	上島寛弘 議員
答弁する者	市長（総務部職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

神奈川県労働委員会に対する申立ての件

2 質問の要旨

- 1 神奈川県労働委員会において鎌倉市が本件申立てられた事件について、本年開催された労働委員会における市として所有する議事録や速記録について、その中身を一字一句そのまま、答弁せよ。(別添しても可) なお、労働委員会は傍聴可能であり、公開は可能であるはずだ。

3 答弁

- 1 神奈川県労働委員会における市として所有する調査の記録は資料 1 のとおりです。
神奈川県労働委員会の作成した速記録は資料 2 のとおりです。